

#### 第4 消防機関へ通報する火災報知設備

令第23条及び規則第25条の規定によるほか、次によること。

##### 1 歩行距離

規則第25条第1項に規定する「歩行距離」とは、火災通報装置の設置対象となる棟の主たる出入口から、直近の消防機関の主たる出入口までの歩行距離とする。

##### 2 設置場所等

令第23条第2項及び規則第25条第2項の規定によるほか、次によること。

- (1) 規則第12条第1項第8号に規定する防災センター等（以下「防災センター等」という。）が複数ある場合は、一の場所に火災通報装置の本体を設け、それ以外の場所には遠隔起動装置を設けること。
- (2) 火災通報装置の前面に1メートル以上、両側面に0.3メートル以上の操作及び点検が必要な空間を保有すること。

##### 3 電話回線との接続

電話回線との接続は、次によること。

- (1) 電話回線をデジタル回線としている場合は、アナログ回線を別途確保し、当該回線に火災通報装置を接続すること。
- (2) 火災通報装置は、屋内の電話回線のうち、構内交換機等と電話局との間の部分に接続すること。この場合において、構内交換機等の内線には接続されていないものであること。
- (3) IP 網に接続する場合は、ナンバーディスプレイ契約等以外の呼び返し機能に支障のない回線とするか、又は IP 網に接続した場合において呼び返し対応が可能な機種を設置するものであること。

##### 4 通報内容

「火災通報装置の基準」（平成8年告示第1号）第3第5号（3）の規定によること。

この場合において、電話番号については、当該防火対象物の代表電話番号（火災通報装置専用回線以外のもの）を選定すること。

ただし、防火対象物の代表電話番号が存在しない場合は、消防機関からの折り返し時等の際に、防火対象物の状況がわかる代表番号を選定すること。